

徳島県訓令第9号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四環境指導課の項部長の欄第二号中「第十条の三第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための処分を業として行う者の指定」を「に改め、同号に次のように加える。

1 第十条の三第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための処分を業として行う者の指定及び同条第十号の規定による産業廃棄物の処分又は再生を業として行う者の指定

2 第十条の十五第四号の規定による特別管理産業廃棄物の処分又は再生を業として行う者の指定

別表第四環境指導課の項部長の欄第三号中「第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定」を「に改め、同号に次のように加える。

1 第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定及び同条第十四号の規定による産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定

2 第十条の十一第六号の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定

別表第四とくしま回帰推進課の項部長の欄に次の一号を加える。

五 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者に対する通知及び公示

- 2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示
- 3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新
- 4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示

- 5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令
- 6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示

別表第四とくしま回帰推進課の項課長の欄に次の一号を加える。

四 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。

- 1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取
- 2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示
- 3 第八条の規定による廃止の届出の受理

- 4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄第四号中11を12とし、2から10までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

- 2 第三十条第一項ただし書の規定による日常生活支援住居施設の認定

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）第六条第一項の規定による認定の取消し及び効力の停止

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第四条の規定による公示

別表第四もつかるブランド推進課の項部長の欄第一号の1から8までを次のように改める。

- 1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示
- 2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理
- 3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理
- 4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示
- 5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言
- 6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令
- 7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示

- 8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

別表第四もつかるブランド推進課の項部長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第一号中「第六十六条第一項」を「第十四条において準用する同法第十二条第二項」に改め、同欄中第二号を削り、第三

号を第二号とし、第四号を第三号とし、同欄第五号の1中「同条第二項」及び「同条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「旨」を「旨等」に改め、同号の3中「同条第三項」及び「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第六号の6中「及び」を「、」に改め、「販売業者からの報告の徴収」の下に「及び同条第四項の規定による農林水産大臣への報告」を加え、同号中7を削り、8を7とし、9を8とし、同号を同欄第五号とし、同欄第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同欄第十号の2中「並びに」を「及び」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同表畜産振興課の項部長の欄第四号の1中「家畜伝染病」を「特定家畜伝染病」に改め、同号の4中「及び」を「、」に改め、「命令」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号中12及び13を削り、11を13とし、10を12とし、同12の前に次のように加える。

11 第三十四条の二第二項の規定による飼養衛生管理の方法を改善すべきことの勧告、同条第二項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令及び同条第三項の規定による公表

別表第四畜産振興課の項部長の欄第四号中9を10とし、同10の前に次のように加える。

9 第二十五条の二第二項の規定による消毒、同条第二項の規定による消毒を受けることの要求及び同条第三項の規定による通行の制限又は遮断

別表第四畜産振興課の項部長の欄第二十号の8中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第五号の1から8までを次のように改める。

- 1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示
- 2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理
- 3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理
- 4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示
- 5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言
- 6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令
- 7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十二条第二項の規定による公示
- 8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

別表第四水産振興課の項部長の欄中第六号を削り、同欄第七号の2中「第八十六条第三項、」を削り、同号を同欄第六号とし、同欄中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第四号中「第六十六条第一項」を「第十四条において準用する同法第十二条第二項」に、「の徴収及び職員」を「若しくは資料の提出の要求又は当該職員」に改め、同欄第五号を削り、同欄第六号の6中「第八十六条第四項、」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表都市計画課の項部長の欄第四号中5を削り、6を5とし、7から29までを1ずつ繰り上げる。

別表第六の三徳島県こども女性相談センターの長の項第三号の5中「第十一条第三項」

を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年六月十九日から施行する。ただし、別表第四もつかるブランド推進課の項及び水産振興課の項の改正規定は同月二十一日から、同表畜産振興課の項の改正規定は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日から施行する。